

西之表市監査委員公表第 29 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔各小・中学校〕を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 2 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 川村 孝則

定期監査〔各小・中学校〕の結果に関する報告書

1 監査の対象 教育委員会（各小・中学校）

2 監査の事項

- (1) 予算の執行状況（令和2年9月末現在）
- (2) 備品の管理状況（安納小・現和小・古田小・安城小・種子島中）
- (3) 図書の有現状況
- (4) 就学援助費支給状況
- (5) 切手・はがきの受払状況
- (6) 私用電話料の納入状況
- (7) その他

3 実地監査日程

令和2年 10月 20日（火）

〔対象学校〕安納小・現和小・住吉小・下西小

10月 21日（水）

〔対象学校〕伊関小・古田小

10月 22日（木）

〔対象学校〕安城小・榕城小・国上小・上西小・種子島中

4 監査の手続

各小・中学校の定期監査にあたっては、予算の執行状況（令和2年9月末日現在）、備品の管理状況、図書の有現状況、就学援助費支給状況、切手及びはがきの受払状況、私用電話料の納入状況等について、あらかじめ資料の提出を求め、書類審査及び実地監査を全校を対象に実施した。但し、備品の管理状況については安納小・現和小・古田小・安城小・種子島中の5校を対象として実施した。

5 監査の結果

本年度は、令和2年 10月 20日、21日、22日の3日間、市内小中学校全校を対象に定期監査（書類審査・備品監査）を実施した。

監査に付された各学校の事務処理、備品管理のうち、備品監査については、取得価格5万円以上の備品について現有数の確認及び管理の状況について対象校の監査を実施した。

監査対象となった全学校について、寄贈図書数量・切手受払状況の再確認を依頼した学校が一部みられた他、備品調書については、まだ整理されていない部分も見受けられたものの、その他関係書類についてはおおむね適正に処理されていることが確認できた。

また、例年申し上げているとおり、備品は市民の財産であり、その管理・運用には特段の配慮をもって取り扱わなければならないという意識のもと、今後とも良好な管理に努められたい。

なお、市内小・中学校の歳出予算執行状況は、次表のとおりである。昨年同時期に比較して執行率は、一部の学校を除き上昇しており、おおむね適正に予算執行されていることを認めた。今後とも学校運営に支障をきたさないよう適正な執行に努められたい。

単位：円／％

学校名	予算現額(A)	支出済額(B)	予算残額(C)	執行率 (B/A)
榕城小	6,012,000	2,919,188	3,092,812	48.6
上西小	1,449,000	674,883	774,117	46.6
下西小	2,300,000	1,130,634	1,169,366	49.2
国上小	1,829,000	1,054,582	774,418	57.7
伊関小	1,383,000	600,645	782,355	43.4
安納小	1,455,000	577,947	877,053	39.7
現和小	1,842,000	778,832	1,063,168	42.3
安城小	1,385,000	468,120	916,880	33.8
古田小	1,379,000	924,899	454,101	67.1
住吉小	1,797,000	764,197	1,032,803	42.5
種子島中	6,295,000	2,589,922	3,705,078	41.1
合 計	27,126,000	12,483,849	14,642,151	46.0

最後に、教育委員会所管課においては、日頃より学校施設管理についてご尽力頂き、年々改善傾向にあることは承知するところであるが、現地監査時において、口頭により指示された事項については、確認後速やかに報告するよう求めるものである。